

神 埼 市 立 地 適 正 化 計 画 策 定 及 び
都 市 計 画 マ ス タ ー プ ラ ン 改 定 業 務 委 託
企 画 提 案 書 等 提 出 要 領

佐賀県神埼市

建設部建設課

神崎市立地適正化計画策定及び都市計画マスタープラン改定業務委託
企画提案書等提出要領

1. 提出書類

神崎市立地適正化計画策定及び都市計画マスタープラン改定業務委託（以下「本業務」という。）の公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に参加を希望する者は、企画提案書等を提出するものとする。

（１）企画提案書（様式第 7 号） ※代表者印を押印すること

（２）業務の実施方針及び実施手法（任意様式）

- ・「神崎市立地適正化計画策定及び都市計画マスタープラン改定業務委託仕様書」及び下記「特定テーマ」の趣旨に沿って提案すること。
- ・本業務を確実に実施・履行するために予定される実施体制・業務工程を具体的に示すこと。
- ・用紙は原則 A 4 判両面使用とすること。ただし、図表等の表現の都合上、用紙及び記述の方法を一部変更することは差し支えないものとする。

（３）本事業の見積書（任意様式）

※実施に要する費用の内訳（項目、数量、単価、金額等）を明らかにすること。

《特定テーマ》

『神崎市の都市計画における課題及び立地適正化計画における誘導区域設定の考え方』
・本市の都市計画における現状と課題としてどのようなことが考えられるか。
・それを踏まえて本市の居住誘導区域や都市機能誘導区域をどのように設定するか。方針、考え方、生じうる課題とその解決策を提案すること。

2. 企画提案書等に関する質問の受付及び回答

（１）質問の方法

質問は、企画提案書等質問書（様式第 8 号）により電子メールにて担当部署へ送付すること。送信にあたっては、表題を「神崎市立地適正化計画策定及び都市計画マスタープラン改定業務委託についての質疑」とし、電子メール送信後に担当部署へ確認の電話を入れること。なお、原則として、電子メール以外による質問は受け付けない。

（２）質問の受付期間

令和 7 年 1 1 月 1 0 日（月）から令和 7 年 1 1 月 2 8 日（金）午後 5 時まで

（３）質問に対する回答方法

質問に対する回答は、神崎市公式ホームページに掲載する。

（４）質問に対する回答期限

令和 7 年 1 2 月 1 日（月）まで